

●サービス費用

売主さま、買主さまのご要望をお聞きし、最適な調査をご提案いたします。下記の調査費用は概算となっておりますので、お問い合わせ先まで、どうぞお気軽にご相談ください。
個別に御見積させていただきます。

サービスメニュー	スケジュール	概算（税別）
地歴調査（簡易，机上評価）	約2週間	15万円～
土壌汚染状況調査	2週間～	30万円～
土壌汚染詳細調査	2週間～	50万円～
汚染対策工事の設計・監理 保険提案（工事費および保険料は除く）	数ヶ月～	100万円～
リスクコミュニケーション	都度	30万円～

依頼日 2018 年 月 日

SOMPOリスクアマネジメント株式会社 御中

紹介者	
所属協会名	
会社名	
部署名	
担当者名	
連絡先TEL	
メールアドレス	@



SOMPOリスクアマネジメント 行き
本ファイルを郵送、メール、FAXの
何れかの手段で上記宛に送付下さい。

住所 東京都新宿区西新宿1-24-1エステック情報ビル
Mail Shoukai@sompo-rc.co.jp
Fax 03-3349-4677

① 顧客紹介票

「ハトマーク支援機構による顧客紹介制度」に基づき、以下の通り連絡します。

お客様	企業名			
	住所			
	担当者（部署・氏名）		連絡先TEL	
	希望サービス	汚染土地流動化コンサルティングサービス		

どちらかに ○を入れてください		まずは紹介者宛に連絡をください。
		直接、お客様のご担当者宛に連絡をしてください。

（その他 連絡事項）

--

- ◆ ご紹介ありがとうございます。ご紹介にあたり、裏面記載の「ハトマーク支援機構顧客紹介制度」の各条項および別紙紹介手数料をご確認いただき、ご了解のうえ、ご紹介ください。

ハトマーク支援機構顧客紹介制度

紹介者（以下「甲」という）は「ハトマーク支援機構顧客紹介制度」に基づき、顧客をSOMPOリスケアマネジメント株式会社（以下「乙」という）に紹介するにあたり、下記条項に従う。

第1条（目的）

甲は、乙が提供する別紙に定めるサービス業務（以下「本件サービス業務」という）の利用を希望する顧客を、本条項に従い乙に紹介する。

第2条（顧客紹介の遂行方法）

1. 甲は、甲の顧客に対し、本件サービス業務の紹介を行い、顧客が本件サービス業務の利用を希望することを確認した上で、乙に顧客を紹介し、面談の機会を設定する。
2. 甲が乙に顧客を紹介する場合は、甲は、乙に対しハトマーク支援機構のホームページに掲載されている顧客紹介票にて報告を行う。
3. 乙は、甲より顧客の紹介を受けた後、顧客との直接交渉を開始するものとし、甲の要請があった場合または乙が必要と判断した場合は、顧客との守秘義務に違反しない範囲で、その進捗状況を甲に連絡する。

第3条（紹介手数料）

1. 本条項に基づく甲の顧客紹介により、乙と顧客の間で本件サービス業務の業務提供契約（以下「業務提供契約」という）が成約し、顧客より入金があった場合は、乙は、甲に対し、別紙（「ハトマーク支援機構による顧客紹介制度」の紹介手数料）に従い紹介手数料を支払う。
2. 前項にかかわらず、乙と当該顧客間の業務提供契約が成約した場合において、当該業務提供契約が更新されたときには、更新後の契約について、前項の紹介手数料の支払は一切発生しないものとする。

第4条（その他費用）

甲は、本条項に定める顧客の紹介に関して、前条に定める紹介手数料の他には報酬、活動経費、その他一切の金員の請求は行わないものとする。

第5条（紹介手数料支払いに係る手続き）

1. 本条項に基づく甲の顧客紹介により、乙と顧客の間で業務提供契約が成約し、顧客からの契約金額の入金を確認したときは、乙は、甲に対し、すみやかに書面にて契約金額収納に係る報告を行う。
2. 甲は、前項の報告を受けた後、乙に対し、第3条第1項に基づく紹介手数料の請求書を提出し、乙は、請求書を受領した月の翌月末日までに、甲に対し、紹介手数料を支払う。
3. 前項の紹介手数料送金手続きに伴う手数料は、乙が負担する。

第6条（分割払い時の紹介手数料支払方法）

1. 顧客から乙に対し、契約金額が2回以上に分割して支払われる場合は、前条の規定にかかわらず、契約金額の収納報告および紹介手数料の請求、支払方法について、甲乙両社で協議し、個別に決定する。

第7条（権利義務等）

1. 甲および乙は、本条項の履行に関し、双方の利益を最大限尊重するものとする。
2. 甲は、乙および本件サービス業務について、顧客その他の第三者に対して、内容が異なるまたは誤解を生じさせるような説明、宣伝、保証を行わない。
3. 乙は、顧客との契約締結の可否、その内容および交渉方法について、自己の裁量に基づき決定できるものとし、その交渉方法および契約締結の有無に関し、甲に対して責任を負わない。但し、乙は、甲と顧客との良好な関係の維持につき、できる限りの配慮を行なう。
4. 乙と顧客との間に生じた紛争の解決については乙が誠意をもって解決するものとし、甲は一切の責任を負わない。但し、甲の責に帰する場合はこの限りではない。

第8条（守秘義務）

1. 甲および乙は、本協定により相手方から提供された資料または開示された情報（以下「秘密情報」という）について守秘義務を負い、提供・開示した当事者の承諾を得ずにこれを第三者（税理士、公認会計士、弁護士等法律上秘密保持義務を負う専門家に対し、助言を求めるために開示する場合を除く）に漏らしてはならず、本条項以外の目的のために使用してはならない。但し、次の各号は秘密情報から除くものとする。

（1）開示を受けた当時、既に公知であったか、または開示を受けた当事者の責によることなく、開示を受けた後公知となった情報。

（2）正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を課されることなくして適法に入手した情報。

（3）秘密情報を利用することなく、開示を受けた当事者が独自に開発した情報。

（4）法令等により開示義務を負い、または裁判所、行政当局、税務当局もしくは捜査当局等から正当な権限に基づき開示を要求された情報。

2. 本条は、第2条の顧客紹介の遂行を実施後5年間は効力を有する。

第9条（返還）

甲および乙は、相手方より秘密情報（その複製物、および秘密情報を基に作成した資料を含む）の返還請求があった場合には、速やかにこれに応じるものとする。

第10条（反社会的勢力）

1. 甲または乙は、相手方もしくは相手方の紹介先が次の各号のいずれかに該当し、または報道等により該当する蓋然性が高いと一般に認められる場合には、当該条項に従うことなく、自己の裁量に基づき対処する。

（1）相手方（もしくは、その紹介先）、相手方（もしくは、その紹介先）の役員もしくは実質的に経営権を有する者または従業員等（以下「役員等」という。）が暴力団、暴力団員、暴力団関係者、総会屋その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という。）である、または反社会的勢力であった場合

（2）相手方（もしくは、その紹介先）または役員等が反社会的勢力に対し、出資、貸付、資金もしくは役務提供等している場合または反社会的勢力と何らかの取引をしている場合

（3）相手方（もしくは、その紹介先）または役員等が反社会的勢力と交際している場合

（4）前各号に掲げる場合のほか、相手方（もしくは、その紹介先）または役員等が反社会的勢力と何らかの関係を持っている場合

2. 甲または乙が前項の規定により、自己の裁量に基づき対処した場合、相手方（もしくは、その紹介先）に損害が生じて、賠償責任を負わない。

第11条（再委託）

乙は、顧客に対するサービス業務の提供に際し、業務の一部または全部を第三者に再委託することができる。

「ハトマーク支援機構顧客紹介制度」の紹介手数料1. サービス業務

汚染土地流動化サービスに関するコンサルティング

2. 紹介手数料

甲と顧客との間で締結する契約金額に応じ、以下のとおりとする。なお、契約金額には消費税を含まず、交通費等の実費も含まないものとする。また、第3条第2項に定めるとおり、業務提供契約が更新された時には、更新後の契約について、紹介手数料の支払いは一切発生しないものとする。

契約金額が 1,000万円以下の場合	契約金額×8%＋消費税
契約金額が 1,000万円を超える場合	[(1,000万円×8%) ＋ (1,000万円を超える部分の金額×2.4%)] ＋消費税

ただし、契約金額に再委託業者への委託料が含まれる場合は、別途相談とする。